

当初・変更

工事執行機関 01260 相双地方振興局

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	平成27年12月25日
工事番号	15-01260-0005	工事名	高見町単身公舎給水管布設替工事	着工	平成27年12月25日
入札執行年月日	平成27年12月21日	発注種別	05 暖冷房衛生設備工事	完成	平成28年3月31日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	高見町単身公舎			予定価格	
工事箇所	南相馬市原町区高見町 地内			5,400,000	
至					
工事概要	給水管布設替一式				

業者コード 業者名	落札者の住所	
	入札額及び再入札額	落札額(契約額)
100003880 糸井熱機(株)	南相馬市 原町区西町3-1	
	(1) 4,950,000 (3)	(2) (4) 5,346,000
	(1)	(2)
	(3)	(4)
	(1)	(2)
	(3)	(4)
	(1)	(2)
	(3)	(4)
	(1)	(2)
	(3)	(4)
	(1)	(2)
	(3)	(4)
	(1)	(2)
	(3)	(4)
	(1)	(2)
	(3)	(4)

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第246条第1項の規定により公告する。

平成27年12月2日

福島県相双地方振興局長 御代 典文

1 入札に付する事項

工事番号	15-01260-0005		
工事名	高見町単身公舎給水管布設替工事		
工事場所	南相馬市原町区高見町 地内		
工事概要	高見町単身公舎給水管布設替		
完成期限	平成28年3月31日限り		
予定価格	***円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)	左の欄に金額の表示がない場合は、予定価格は契約締結後に公表する。	
最低制限価格	該当	・該当する場合は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事である。	
総合評価方式	該当なし	・該当する場合は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。 ・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。 なお、当該入札では評価基準価格を設定する。	
低入札価格調査	該当なし	・該当する場合は、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事である。	
	該当なし	・誓約書(低入札価格調査事務処理要領調査様式第12号)の提出をもって調査に代える工事である。	
施工体制事前提出方式	該当なし	・該当する場合は、福島県施工体制事前提出方式の適用工事である。 ・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等については、入札説明書による。	
電子入札	該当なし	・該当する場合は、電子入札対象工事である。 ・電子入札に参加するには、下記アドレスより事前登録が必要である。 ・電子入札システム(アドレス) http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/nyusatsu-dennyu/	
電子閲覧	該当なし	・該当する場合は、電子閲覧対象工事である。 ・電子閲覧システム(アドレス) http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html	
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	・該当する場合は、この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。	
再資源化等	該当なし	・該当する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。	
混合入札	復興JV以外	該当なし	・該当する場合は、単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札である。
	復興JV	該当なし	・該当する場合は、単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて(平成23年12月28日付け23財第1971号通知(平成25年9月3日一部改正))における特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札である。

※復興JV該当なしの場合

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

発注種別	暖冷房衛生設備 工事	・福島県平成 27・28 年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
格付等級	A、B	
許可業種	管工事業	・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
地域要件	隣接 3 管内	<p>・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。</p> <p>・隣接 3 管内とは、相双建設事務所管内、県北建設事務所管内、三春土木事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。</p> <p>・管内とは、相双建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。</p> <p>※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成 27・28 年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。</p>
技術者の工事経験	必要なし	<p>・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。（ただし、請負金額が 2,500 万円未満（建築一式工事の場合は 5,000 万円未満）になる場合は、専任を要しない。）工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請（JV の場合は、出資割合が 20% 以上の構成員であって、共同施工方式ではなく、分担施工方式による場合は、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第 26 条第 1 項で規定する主任技術者又は同条第 2 項で規定する監理技術者としての経験をいう。</p> <p>・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>
企業の工事实績	南相馬市指定給水装置工事業業者	・左の欄に表示した者であること。
企業の工事規模実績	必要なし	<p>・元請として、左の欄に表示した期間に、1 件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JV の場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。</p> <p>ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は 1 件とみなす。</p>
JR 近接工事	該当なし	<p>・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。</p> <p>なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。</p>

※復興JV該当なしの場合

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。(電子入札対象工事にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにて、必ず、入札参加の受付をする必要がある。)

設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場 所 等
設計図書等の閲覧等	平成27年12月 2日(水)～ 平成27年12月16日(水)	南相馬市原町区錦町一丁目30番地 福島県相双地方振興局企画商工部
設計図書等の質問	平成27年12月 2日(水)～ 平成27年12月 7日(月)	南相馬市原町区錦町一丁目30番地 相双地方振興局企画商工部市町村支援課 電話番号 0244-26-1116 ファクシミリ 0244-26-1120 電子メール sousei.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp
質問の回答予定	平成27年12月 9日(水)	福島県相双地方振興局ホームページ ※入札書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
入札書等の提出	郵便局差出期限日 平成27年12月16日(水) 配達日指定期日 平成27年12月18日(金)	入札書のあて先は「福島県」と記載し、提出部数は1部とする。 郵便番号 975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地 福島県相双地方振興局企画商工部
開札	平成27年12月21日(月) 午後1時00分	開札は公開とする。 南相馬市原町区錦町一丁目30番地 福島県南相馬合同庁舎 仮設庁舎2階中会議室
落札者の決定予定日	平成27年12月25日(金)	

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。
なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適合の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県相双地方振興局企画商工部
電話番号 0244-26-1116
ファクシミリ 0244-26-1120
電子メール sousei.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp

※復興JV該当なしの場合

〈参考〉 提出する書類一覧表（郵便入札の場合、入札書と一緒に提出する書類一覧表）

提出書類	郵便入札の場合	
	外封筒	中封筒
技術提案書	—	
入札書		○
見積内訳書（施工体制事前提出方式の場合のみ該当）		—
見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）		○
工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号）及び同様式を記録したCD-R（追記型コンパクトディスク）		—
下請工種内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式2号）		—

※ 封筒の外または中に入れる書類を間違えると無効になります。

※ 電子入札における留意点

（注1）入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、総合評価方式の適用工事でない場合（技術提案書の提出がない場合）は任意のファイル（内容は問いません。）を資料として添付してください。

（注2）添付するファイル（任意のファイルを添付する場合を除く。）を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。

〈参考〉 外封筒及び中封筒の貼り付け用紙（判別線にそって切り取り、外封筒と中封筒の表面に貼り付けてください）

※ 有資格者コードは、福島県のホームページの平成27・28年度名簿のページ（福島県ホームページ 組織別平成27・28年度名簿で検索）に掲載している工事等請負有資格業者名簿で確認し、記載してください。

※復興JV該当なしの場合

判り線

〒975-0031

福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地
福島県相双地方振興局企画商工部 行き

入札書等在中

開札日	平成27年12月21日
工事名	高見町単身公舎給水管布設替工事
工事番号	15-01260-0005
工事箇所	南相馬市原町区高見町 地内
商号又は名称	
有資格者コード※	
担当者名	
連絡先(電話番号)	
連絡先(FAX番号)	

郵便局窓口差出期限日 平成27年12月16日

配達指定期日 平成27年12月18日

判り線

判り線

〒975-0031

福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地
福島県相双地方振興局企画商工部 行き

入札書等在中

開札日	平成27年12月21日
工事名	高見町単身公舎給水管布設替工事
工事番号	15-01260-0005
工事箇所	南相馬市原町区高見町 地内
商号又は名称	
有資格者コード※	
担当者名	
連絡先(電話番号)	
連絡先(FAX番号)	

郵便局窓口差出期限日 平成27年12月16日

配達指定期日 平成27年12月18日

判り線

留意事項

これまでの条件付一般競争入札において、郵送方法の誤りにより無効となった事例が多発しております。

郵送の際は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。

また、外封筒を開封する際、誤って中封筒まで開封してしまうのを防ぐため、中封筒は外封筒よりも小さいものを使用してください。

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。

2 入札参加手続等

(1) 設計図書等に対する質問について

設計図書等に対する質問は、競争入札設計図書等に関する質問書（様式第 2 号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。

(2) 現場説明会は行わない。

(3) 入札参加申請（電子入札対象工事の場合）

電子入札対象工事の場合、入札に参加を希望する者は、入札公告に示す入札参加受付期限日までに電子入札システムより入札参加申請を行うとともに、総合評価方式適用工事の場合は下記（4）の総合評価方式に関する技術資料を 3（1）イ（ア）に定めるところにより提出すること。

(4) 技術提案の提出（総合評価方式適用工事の場合）

総合評価方式適用工事の場合、入札に参加を希望する者は、次の総合評価方式に関する技術資料（以下「技術提案書」という。）を提出すること。

ア 技術提案書（様式第 1 号）・・・特別簡易型、簡易型、標準型、復興型

イ 企業の技術力（実績・経験等）（様式第 6 号）・・・簡易型、標準型

ウ 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）（様式第 7 号）・・・簡易型、標準型

エ 企業の地域社会に対する貢献度（様式第 8 号）・・・簡易型、標準型

オ 技術審査書（様式第 9 号その 1～その 2）・・・簡易型

- カ 技術審査書（様式第9号その1～その4）・・・標準型
- キ ○○に関する技術提案（様式第10号）・・・標準型
- ク 企業及び配置予定技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等）（様式第11号）・・・特別簡易型、復興型
- ケ 東日本大震災等への対応の出動実績（様式第15号）・・・特別簡易型、簡易型、標準型、復興型

なお、技術資料の作成に当たっては、総合評価方式様式関係記載留意事項を熟読すること。

(5) その他

- ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。
- イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

3 入札等

(1) 入札書等の提出について

入札に参加する者は、入札書、見積内訳書及び総合評価方式適用工事の場合は技術提案書等（以下「入札書等」という。）を以下の方法により提出しなければならない。

ア 郵便入札の場合（電子入札対象工事でない場合）

- (ア) 入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (イ) 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。
- (ウ) 中封筒には、入札書のほか下表に示す書類を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、工事名、工事番号、工事箇所名及び開札日を記載すること。

	価格競争の場合（総合評価方式適用工事でない場合）	総合評価方式適用工事の場合	
		低入札価格調査制度適用工事の場合	施工体制事前提出方式適用工事の場合
中封筒に入れる書類	入札書	入札書	入札書
			見積内訳書
	見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）	見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）	工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号）
			下請工種内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式2号）
			工事費内訳書（様式1号）を記録したC

			D-R (追記型コンパクトディスク)
--	--	--	--------------------

CD-R (追記型コンパクトディスク) には、工事番号及び会社名を記載するものとする。

(エ) 外封筒には、入札書等 (上記 (ウ) に示す書類) を同封した中封筒と総合評価方式適用工事の場合は技術提案書 (上記 2 (4) に示す書類) を入れ、外封筒の表に、会社名、工事名、工事番号、工事箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先 (電話番号・ファクシミリの番号)、入札書等在中の旨を記載すること。

(オ) 公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

イ 電子入札対象工事の場合

(ア) 総合評価方式適用工事の場合、技術提案書 (上記 2 (4) に示す書類) の提出は、入札参加申請時に福島県電子入札運用基準 (工事等) (以下「運用基準」という。) 第 11 の規定に基づき、電子入札システムにより行うこと。

ただし、紙による参加を承諾された者にあつては、公告に示す期日までに持参、郵便又は電子メールによる方法で提出するものとする。

また、一度提出された技術提案書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(イ) 入札書のほか下表に示す書類の提出は、入札書の提出時に運用基準第 13 の規定に基づき、電子入札システムにより行うこと。

ただし、紙による参加を承諾された者にあつては、公告に示す開札日時までに開札場所に持参する方法で提出するものとする。

また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

	価格競争の場合 (総合評価方式適用 工事でない場合)	総合評価方式適用工事の場合	
		低入札価格調査制度 適用工事の場合	施工体制事前提出方 式適用工事の場合
入札書 の提出 時に提 出する 書類	入札書	入札書	※ 電子入札対象外。
	見積内訳総括表 (低 入札価格調査事務処 理要領様式第 6 号)	見積内訳総括表 (低 入札価格調査事務処 理要領様式第 6 号)	

(ウ) 技術提案書又は入札書等の提出の確認について

技術提案書又は入札書等の提出は、それぞれの受付締切日時まで完了するよう余裕をもって行うとともに、正常に提出されたかどうかについて、技術提案書にあつては「競争参加資格確認通知書」を、入札書等にあつては「入札書受付票」が送信されているか電子入札システムにより確認すること。

(エ) 電子入札システムにより技術提案書又は入札書等を提出することができない場合

紙入札により電子入札対象案件に参加しようとする者（運用基準第9の規定に該当する者に限る。）は、入札執行権者に紙入札方式参加承諾願（運用基準別記第1号様式）を公告に示す提出期日までに提出するものとする。

なお、技術提案書（入札参加申請における添付ファイル）の提出についても、上記と同様の手続きを行うこと。

また、手続きの詳細については、運用基準を確認すること。

※ 電子入札対象工事で総合評価方式適用工事の場合の具体的な運用については、別紙「電子入札システムによる総合評価方式の入札について（工事）」を熟読すること。

(2) 質問回答の確認について

入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書等の提出を行うこと。

4 総合評価に関する事項（総合評価方式適用工事の場合）

総合評価方式適用工事における総合評価の方法等については、以下のとおりとする。

(1) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(ウ) 標準型の場合、技術提案が最低限の要求要件（発注提示案）をすべて満たしていること。

イ 上記において、評価値が同じ場合には、くじにより落札候補者の順位を決める。

(2) 総合評価の方法

技術提案の内容を、入札公告に併せて提示する総合評価点評価基準に記載した各評価項目について、当該評価基準に基づき評価の上、加点し、合計点を入札参加者の加算点とする。

入札価格及び技術提案に係る総合評価は、加算点と標準点（100点）の合計を当該入札参加者の入札価格から算出した評価値算出価格で除して得た数値（評価値）をもって行う。

(3) 評価値算出価格

評価値算出価格の設定方法は、以下のとおりとする。

ア 予定価格算出の基礎となった積算をもとに評価基準価格を設定する。

イ 評価基準価格以上の価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、入札価格とする。

ウ 評価基準価格を下回る価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、評価基準価格とする。

(4) 技術提案について

技術提案の内容に基づく落札後の変更契約は行わないので、入札額の範囲内で実施可能な提案内容とすること。

(5) 技術資料に基づく施工

実際の施工に際しては、技術提案の内容に基づき、施工計画書を作成し、施工するものとする。

受注者の責めにより技術提案に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、入札参加資格制限、工事成績評点の減点などの措置を行う場合がある。

5 低入札価格調査制度に関する事項（低入札価格調査制度適用工事の場合）

低入札価格調査制度における失格基準及び調査内容等については以下のとおりとする。

(1) 失格基準について

落札候補者の入札金額が調査基準価格（非公表）を下回り、当該落札候補者から提出された見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）が下記に示す失格基準のいずれかに該当する場合は失格とする。

一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）の適用を受けるものに限る。）に付する工事については、ア～ウの失格基準を適用する。

ア 直接工事費に対する失格基準

- ・入札額（税込）が5千万円以下の場合

$$\text{直接工事費} < \text{設計額における直接工事費相当額} \times 0.95$$

（千円未満切り捨て）

- ・入札額（税込）が5千万円超の場合

$$\text{直接工事費} < \text{設計額における直接工事費相当額} \times 0.9$$

（千円未満切り捨て）

イ 共通仮設費に対する失格基準

$$\text{共通仮設費} < \text{設計額における共通仮設費相当額} \times 0.9$$

（千円未満切り捨て）

ウ 現場管理費に対する失格基準

$$\text{現場管理費} < \text{設計額における現場管理費相当額} \times 0.75$$

（千円未満切り捨て）

エ 一般管理費に対する失格基準

$$\text{一般管理費} < \text{設計額における一般管理費相当額} \times 0.5$$

（千円未満切り捨て）

(2) 低入札価格調査について

ア 誓約書の提出を求めない場合

落札候補者の入札金額が調査基準価格（非公表）を下回り、当該落札候補者か

ら提出された見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）が失格基準に該当しない場合で、誓約書（低入札価格調査事務処理要領様式第12号）の提出がない場合は、調査のための書類等の提出を求め、以下に示す内容により調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを確認する。

調査の対象となった落札候補者は、調査に協力しなければならない。

なお、当該落札候補者は、提出を求められた調査のための書類等を、指定された期日までに提出しなければならない。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該落札候補者を失格とする。

- (ア) その価格により入札した理由
- (イ) 諸経費の詳細内訳（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）
- (ウ) 契約対象工事の施工地付近における手持ち工事の状況
- (エ) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (オ) 契約対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）
- (カ) 手持ち資材の状況
- (キ) 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- (ク) 手持ち機械・設備の状況
- (ケ) 労務者の確保や配置の内容
- (コ) 過去に施工した公共工事名
- (サ) 公共工事の施工成績
- (シ) 経営状況及び信用状況（不渡りの有無、建設業法違反等の有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告と、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における工事施工金額の報告）
- (ス) その他必要な事項

イ 誓約書の提出を求める場合

落札候補者の入札金額が調査基準価格（非公表）を下回り、当該落札候補者から提出された見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）が失格基準に該当しない場合で、誓約書（低入札価格調査事務処理要領様式第12号）の提出がある場合は、アの調査を省略できる。

なお、誓約書の内容に虚偽の記載があると認められるときは、入札参加資格制限の対象となることがある。

6 施工体制事前提出方式に関する事項（施工体制事前提出方式適用工事の場合）

施工体制事前提出方式における調査内容及び失格基準等については、以下のとおりとする。

なお、施工体制事前提出方式は、落札候補者決定時における施工体制等事前調査及び契約締結後における施工体制確認調査により行うものとし、詳細については、福島県ホームページの入札等制度改革のページを参照すること。

(入札等制度改革のページ : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-2.html>)

(1) 施工体制等事前調査

ア 調査内容

施工体制等事前調査は、落札候補者から提出された工事費内訳書（様式1号）及び下請工種内訳書（様式2号）等により、入札価格が適正に見積もられているかどうかについて失格基準により判断する。

イ 失格基準について

落札候補者の入札金額が調査基準価格（非公表）以上であった場合、下記に示す失格基準①、②及び③のいずれかに該当する場合は失格とし、調査基準価格（非公表）を下回った場合、下記に示す失格基準①、②、④及び⑤のいずれかに該当する場合は失格とする。ただし、失格基準⑤に該当する場合は、下記ウの調査を行い、合理的な根拠があると認められた場合は失格としない。

なお、建築工事及び建築設備工事については、下記（ウ）失格基準③及び④を適用しない。

(ア) 現場管理費に対する失格基準

失格基準①

落札候補者の現場管理費相当額 < 設計額における現場管理費相当額
× (0.55 + 下請純工事費 / 全純工事費 × 0.45)
(千円未満切り捨て)

(イ) 一般管理費に対する失格基準

失格基準②

落札候補者の一般管理費相当額 < 設計額における一般管理費相当額 × 0.5
(千円未満切り捨て)

(ウ) 元請下請適正化に関する基準

失格基準③

落札候補者の直接工事費における想定下請応札率 < 調査基準価格 / 予定価格

失格基準④

落札候補者の直接工事費における想定下請応札率 < 応札率

なお、「直接工事費における想定下請応札率」は、直接工事費に計上された下請金額の合計額と、工種毎の設計額に対応した応札金額との割合から、次式により算出するものとする。

直接工事費における想定下請応札率

= 下請金額の総額 / 想定下請設計額の総額

= 下請金額の総額 / Σ (各工種の下請金額 / 当該工種における工種別応札率)

下請金額の総額 : 直接工事費に計上された下請金額の総額

想定下請設計額 : 各工種の想定下請設計額の総額

各工種の想定下請設計額：各工種の下請金額を当該工種における工種別応札率で除した額
 工種別応札率：直接工事費内の工種毎の設計額に対する、当該工種毎の設計額に対応した応札額との割合
 応札率：入札金額を予定価格で除した率

(エ) 純工事費に対する失格基準

失格基準⑤

- ・落札候補者の各工種毎の直接工事費相当額 < 設計額における各工種毎における直接工事費相当額×0.85 (千円未満切り捨て)
 ただし、工種毎の直接工事費相当額について、設計額において減額計上されるもの(有価物の売却金額等)については適用しない。
- ・落札候補者の共通仮設費相当額 < 設計額における共通仮設費相当額×0.85 (千円未満切り捨て)

ウ 失格基準⑤に該当した場合の調査について

失格基準⑤に該当する場合は、調査のための書類等の提出を求め、その金額の根拠等について聴き取り調査等を行う。

調査の対象となった落札候補者は、調査に協力しなければならない。

なお、当該落札候補者は、提出を求められた調査のための書類等を、指定された期日までに提出しなければならない。

調査の結果、合理的な根拠がない場合は、当該落札候補者を失格とする。

(2) 施工体制確認調査

ア 調査内容

施工体制確認調査は、契約締結後、入札時に提出された工事費内訳書(様式1号)及び下請工種内訳書(様式2号)等を基に、契約締結後に提出される下請通知書、下請契約書の写し及び下請負報告書等により、適切に下請契約がなされているかの確認を行う。

イ 確認調査基準

- (ア) 下請負人の確認
- (イ) 下請金額の確認
- (ウ) 下請工事内容の確認
- (エ) 下請金額総額の確認
- (オ) 下請負報告書等の確認

上記の(ア)～(オ)の確認調査基準については、福島県施工体制事前提出方式試行要領施工体制確認調査基準によるものとし、調査基準を満たさない場合には、入札参加制限又は工事成績表定点の減点の対象となる場合がある。

(3) 施工体制事前提出方式における様式等

施工体制事前提出方式関連様式等は以下のとおり。

名 称	掲載場所
工事費内訳書（様式1号）	公告のホームページと同じ
工事費内訳変更書（様式1-1号）	各発注機関のホームページ又は福島県ホームページの入札等制度改革のページ
下請工種内訳書（様式2号）	
下請工種内訳変更書（様式2-1号）	
下請負人・下請金額の変更に関する理由書（様式3号）	
直接工事費等低価格理由書（様式4号）	
福島県施工体制事前提出方式試行要領	福島県ホームページの入札等制度改革のページ
福島県施工体制事前提出方式試行要領 施工体制事前調査失格基準	
福島県施工体制事前提出方式試行要領 施工体制確認調査基準	
施工体制事前提出方式事務フロー	
施工体制事前提出方式失格基準概要図	

7 調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件（総合評価方式適用工事（低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式を適用する工事）の場合）

落札候補者の入札金額が調査基準価格（非公表）を下回り落札者となった場合には、別に定める「契約の方法及び入札の条件」にかかわらず、以下の内容を契約の条件とする。

ただし、落札候補者は、当該契約条件では施工できないと判断する場合には、落札者決定前に辞退することができる。

- (1) 当該工事における契約保証金は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条第2項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 当該工事における前払金については、約款第34条第1項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の2以内の額とする。
- (3) 当該工事における監理技術者又は主任技術者については、同等の資格以上を有する2名を配置するものとし、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要する。
- (4) 落札者が共同企業体（経常又は特定）の場合、上記（3）の規定は代表構成員にのみ適用する。

8 開札等に関する事項

(1) 落札候補者の公表について

価格競争の場合（総合評価方式適用工事でない場合）、予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）から2番目までの者を落札候補者とし、公表する。

総合評価方式適用工事の場合、予定価格の制限の範囲内で評価値の高い者から2番目までの者を落札候補者とし、公表する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

- (2) 入札金額が調査基準価格（非公表）を下回った入札者（以下「低価格入札者」という。）の公表について

総合評価方式適用工事（低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式を適用する工事）の場合、すべての低価格入札者名を公表する。

- (3) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、県政情報センター、地方振興局内県政情報コーナー及び福島県ホームページにおいて行う。

9 入札参加資格要件等の審査に関する事項

- (1) 落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに第1順位の落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

- (2) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、入札参加資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日から起算して3日以内に条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書（様式第5号）に当該書類を添えて提出しなければならない。

また、総合評価方式適用工事の場合は、上記に加え、落札候補者は、通知のあった日から起算して3日以内に、技術提案書の内容の確認に必要な書類（総合評価方式様式関係記載留意事項に記載された書類等）を提出しなければならない。

- (3) 入札参加不適合の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適合通知書（様式第6号）により通知する。

- (4) 入札参加不適合理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

- (5) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。なお、電子入札対象工事の場合は、落札者が紙による参加を承諾された者である場合を除き、電子入札システムを使用し通知する。

ただし、総合評価方式適用工事の場合、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第 249 条第 1 項第 5 号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 に相当する額を納めなければならない。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、総合評価方式適用工事の場合、落札金額が調査基準価格（非公表）を下回った場合には、7（1）に定めるところによる。

なお、契約保証金の納付は、約款第 4 条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

また、請負代金額が 500 万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。

ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が 500 万円以上となるときは、この限りではなく、総合評価方式適用工事の場合で落札金額が調査基準価格（非公表）を下回った場合には、請負代金額が 500 万円に達しないときであっても、契約保証金の納付の免除は行わない。

11 入札の無効

1 の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

12 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は、約款によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、入札心得、総合評価方式適用工事においては総合評価方式様式関係記載留意事項、及び電子入

札対象工事においては運用基準を熟知すること。

- (3) 書類は原則としてA4判とすること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限を行うことがある。
- (5) 経営事項審査について

建設業法第27条の23及び建設業法施行規則（昭和31年建設省令第14号）第18条の2の規定により、契約に当たっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、入札後、契約前に発注者に提出を求められた場合には、経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。（契約金額が500万円（建築工事にあつては1,500万円）以上のものに限る。）

- (6) 配置予定の技術者について

ア 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として応札する場合

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とし応札する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

イ 他の建設工事の配置技術者を当該工事の配置技術者として応札する場合

建設業法第26条第3項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である場合、開札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の専任を要する期間が当該工事の専任を要する期間と重複していなければ配置予定技術者とすることができる。ただし、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

ウ 総合評価方式適用工事の場合、配置予定技術者の変更は原則として認めない。

配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書を提出しなければならない。ただし、変更しようとする技術者が、技術提案書に記載した技術者以上の総合評価加算点を獲得できる技術者の場合には、変更を認める。

エ 配置技術者の兼務

建設業法施行令第27条第2項の規定が適用される、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、工事現場の相互の間隔が10km程度以内の近接した場所において施工されるものについて、専任の主任技術者による兼務を認める。

オ 配置技術者の専任期間

建設業法第26条第3項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である場合、配置技術者を専任で配置すべき期間は契約工期が基本になるが、次の期間については工事現場（工場製作は除く。）への専任は要さない。

- ・ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
- ・ 工事用地の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ・ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工

場製作のみが行われている期間（ただし、工場には専任で配置すること。）

・ 現場施工が終了し、完成届を提出した後の期間

カ 配置予定技術者に関する入札の条件に違反した場合

他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず落札候補者を辞退せずに落札者を決定した場合には、契約を締結しないことや、契約の解除及び要綱に基づく入札参加資格制限を行うことがある。

キ 直接的かつ恒常的な雇用関係

配置予定技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、当該技術者が専任である必要がある場合（請負金額が建築工事にあつては5千万円以上。それ以外は2千5百万円以上。）には、さらに開札日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要である。

(7) 再度入札について

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効（ただし、入札心得第6条第1項第2号から第6号までの規定に基づく無効を除く。）の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。電子入札対象工事の場合は、電子入札システムから再入札通知書を送信することにより通知する。

ただし、入札参加者の所在地等から持参する紙入札による再度入札に移行しても支障ないと判断される場合、システムを介さず別途通知することがある。

また、これらの規定は、予定価格を事前に公表している場合は適用しないものとする。

(8) 被災者等の雇用について

本工事の実施に当たっては、東日本大震災による被災者等の優先的な雇用に努めること。

(9) 工事完成後の実地調査について

下請保護の観点から、落札率の低い工事や下請契約の適切性が懸念される工事についての下請状況を確認するため、下請代金支払い後に元請、下請業者に対して個別に実地調査を行う場合がある。

調査の対象となった場合は、調査に協力しなければならない。

なお、調査の結果、建設業法又は福島県元請・下請関係適正化指導要綱に違反する事実が確認された場合、県は違反した者及びその者を指導する立場にある者（県から直接工事を請け負った元請や違反した者の元請）に対して指導を行う。

これに対して適切な対応がなされない場合には、入札参加資格制限、工事成績の減点などの措置を行う場合がある。

(10) 積算内容に対する疑義申し立てについて

この入札に参加した者で、積算内容に疑義がある場合は「工事等の積算内容に対する疑義申し立てに関する試行要領」（平成25年3月28日付け24財第2935号総務部長依命通達）により、契約の締結前に疑義の申し立てができる。

電子入札システムによる総合評価方式の入札について（工事）

電子入札システムによる総合評価方式の入札については、以下のとおりの取扱いとする。

なお、電子入札システムで入札に参加する場合は、利用者登録されたＩＣカードが必要となるので注意すること。ＩＣカードの準備等の手続き及び電子入札システムの操作については、県の電子入札のホームページを参照すること。

(アドレス) <http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/nyusatsu-dennyu/>

1 総合評価方式の案件について

総合評価方式の入札案件は、画面上の入札方式が「一般競争（標準型）」と表示さるが、案件名称に「〇〇〇（総合評価）」と表示されるので、それにより総合評価方式での入札案件であることを確認すること。

なお、対象案件の調達案件概要を開いた際に、システムの仕様上、画面上では落札方式が「価格競争」と表示されるが、案件名称に表示されているとおり総合評価方式での入札となるので、間違えないように注意すること。

2 技術提案書の提出方法について

技術提案書の提出は、入札参加者が「競争参加資格確認申請書提出」の際に、添付ファイルとして以下のファイルをシステムにより送信することにより行うので、その際に添付ファイルの送信漏れがないように注意すること。

※ 技術提案書は入札書とは別に送信することになるので、注意すること。

【競争参加資格確認申請書提出時に提出する添付ファイル】

○特別簡易型の場合

- ・「（様式第１号）技術提案書」
- ・「（様式第１１号）企業及び配置予定技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等）（特別簡易型）」
- ・「（様式第１５号）東日本大震災等への対応の出動実績」

○簡易型の場合

- ・「（様式第１号）技術提案書」
- ・「（様式第６号）企業の技術力（実績・経験等）」
- ・「（様式第７号）配置予定技術者の技術力（実績・経験等）」
- ・「（様式第８号）企業の地域社会に対する貢献度」
- ・「（様式第９号その１～その２）技術審査書」
- ・「（様式第１５号）東日本大震災等への対応の出動実績」

※ 圧縮ファイル等により一つのファイルにまとめて添付してもよい。

3 入札書等の提出方法について

入札書の提出の際に、添付ファイルとして以下のファイルをシステムにより送信すること。上記2と同様に添付ファイルの送信漏れがないように注意すること。

【入札書等提出時に提出する添付ファイル】

- ・「見積内訳総括表」（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）

なお、申請書等の提出を行ったのち、発注者側から以下のメールが送信されるので、受信を確認すること。

- ・競争参加資格確認申請書受付票（競争参加資格確認申請書の受付処理後に発行）
- ・競争参加資格確認通知書（競争参加資格確認申請書締切後に発行）
- ・入札書受付票（入札書の受付処理後に発行）
- ・入札締切通知書（入札書提出締切後に発行）
- ・保留通知書（開札後に発行）
- ・落札者決定通知書（落札者決定後に発行）

※ 競争参加資格確認申請や入札書の提出については、提出期間が決まっているので入札公告で確認のうえ、期日に遅れないように提出すること。

4 上記添付ファイルを提出する場合の注意事項

上記2及び3の添付ファイルを提出する場合は、以下の点に注意すること。

- (1) 添付ファイルを提出する前に、必ず最新バージョンのウイルスチェックソフトでウイルスチェックを行った上で提出すること。
- (2) 添付ファイルの形式及びバージョンについては、以下のとおりとする。

なお、ファイルの容量が大きい場合や数が多い場合はLZH、ZIP形式の圧縮ファイルでの提出も可能とする。

(添付ファイルとして使用するソフトウェア)

- ・MicrosoftWord
- ・MicrosoftExcel
- ・PDFファイル
- ・一太郎
- ・圧縮ファイル（LZHまたはZIPファイル）

- (3) 添付ファイルの名称は、①会社の所在地※（本社・本店がある「市町村名」または「都道府県名」） + ②会社名の略称 合わせて10文字以内とすること。

なお、「株式会社」や「有限会社」等の法人の組織名は省略すること。

(※) ファイル名称例

【県内企業】 会社名：〇〇建設株式会社 の場合

本社の所在地：福島市

→ ファイル名：（福島市）〇〇建設

【県外企業】 会社名：株式会社〇〇興業福島支店 の場合

本社の所在地：東京都港区

支店の所在地：福島市

→ ファイル名：（東京都）〇〇興業

また、県内に受任先がある場合であっても、会社の所在地は「本社・本店の所在地」がある市町村名又は都道府県名とする。

5 添付ファイルが送信できない場合の取り扱い

- (1) 技術提案書のファイルの容量が合計2MBを超える場合は、様式第1号のみ添付するものとし、入札参加受付期限日までに「紙入札方式参加承諾願」を入札執行機関に提出し、その承諾を得ること。
- (2) (1)の場合における様式第1号以外の技術提案書については、県が指定する入札参加受付期限までに到達するよう、持参、郵送又は電子メールにより提出するものとし、複数の方法による提出は認めない。
- (3) 郵送により送付する場合には、封筒の表に次の内容を記載すること。
 - ア 入札参加者の商号又は名称
 - イ 工事（業務）番号
 - ウ 工事（業務）名
 - エ 「電子入札技術提案書在中」との朱書き
- (4) 電子メールにより送付する場合には、上記（3）アからエまでの内容をメール本文に記載のうえ、提出するファイルを送信すること。

6 落札候補者の入札参加資格要件等審査における書類の提出について

開札後、落札候補者への連絡は別途電話等で行う。

落札候補者は、資格等確認書類を指定期日までに入札執行機関へ提出すること。

なお、電子入札システムにより提出することはできないので注意すること。

総合評価方式の電子入札システム上の流れ



